

第三次川越市総合計画後期基本計画原案に対して提出された意見の概要と市の考え方について

【計画全体】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>市の全体的な評価として、50%だと思われる。環境、農業、都市景観の分野は満足しているものの、職員の対応、障害福祉、広報、広聴等の分野には不満が多く、とても不安である。観光はパフォーマンスだけだ。</p>	<p>施策に対する市民の重要度・満足度を把握するため平成20年度に市民満足度調査を実施しました。</p> <p>後期基本計画の各施策の進捗状況について適切に管理し、各施策や事業が計画的に実行できるよう努めていきます。</p> <p>また、職員の育成については、0-2-1の施策の推進5「人材育成の推進」で位置付けています。研修等を通して接客態度をはじめとしてその向上に努めているところですが、御指摘を十分に踏まえ、更に職員の育成に努めていきます。</p>
2	<p>ハコモノ行政から脱却、ハードからソフト行政、成長戦略による財源政策と徹底した歳出削減政策、社会の生活困窮者の保護政策の充実、教育の独自性をなくし市政と一体での教育行政をお願いしたい。</p>	<p>後期基本計画では、厳しい財政状況が見込まれる中で、計画期間内に集中的・重点的に取り組む施策を「小江戸かわごえ重点戦略」として体系化しました。</p> <p>行財政改革については、0-2-1の「新たな行財政運営システムの構築」、0-2-2の「効率的な社会資本整備の推進」、0-2-3の「財源の確保」の各施策に位置付けています。</p> <p>生活困窮者の保護政策については、1-1-5の施策「社会保障の推進」に位置付けています。また、学校教育については、2-2-1の「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」、2-2-2「教育環境の整備・充実」の各施策に位置付けています。</p>
3	<p>なぜ市長の思い・マニフェストが後期基本計画に十分生かされなかったのか。</p> <p>市長の平成21年度の市政方針は、「市政の方針について」とした上で、当時のマニフェストに掲げた5つの「かわごえづくり」のビジョンに、それぞれについて解説を加えていた。</p> <p>一年後の平成22年度の市政方針は、「市政運営の基本的な考え方と主要施策について」に変わった。一点目として安全で安心して暮らせるまちづくりの必要性、二点目として子育て支援の必要性、三点目といたしましては、行財政改革の必要性を掲げている。</p> <p>市長自身が肌で感じたことを「市政運営の基本的な考え方」と言い換えたのではないかと思うが、行政の継続性は当然あって然るべきであり、市長の運営方針も少なくとも任期中は継続されなければならないのではないか。</p>	<p>市長がマニフェストに掲げた5つの「かわごえづくり」、平成22年度の施政方針の中で述べている「安全で安心して暮らせるまちづくりの必要性」及び「子育て支援の必要性」については、後期基本計画において基本的には「小江戸かわごえ重点戦略」及び各分野別施策に反映されているものと考えています。</p> <p>また、「行財政改革の必要性」についても、後期基本計画において新たに「財政収支見通し」を掲載し、今後の行財政改革の必要性を認識したものとなっているほか、共通章の第2節「行財政改革の強力な推進」に位置付けられているものと認識しています。</p>

4	<p>川越市には、「行政改革プラン」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」などたくさんの計画があるが、行政計画の一覧表も用意されておらず、つくることが目的になり、運用管理がおろそかになっていないか。計画をつくったからには「達成」することと「達成するための行動」をしなければならず、作りっ放しではいけない。</p>	<p>後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画で掲げた施策の指標の達成状況の確認、新たな指標の設定等の検討を行いました。今後も頂いた御指摘を踏まえ、各施策の進捗状況について適切に管理し、各施策や事業が計画的に実行できるよう努めていきます。</p>
5	<p>総合計画審議会への諮問に対する「答申範囲」を、一部だけに限っているが、市議会をはじめ、上下水道局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産税評価委員会など、いわゆる法定「行政委員会」（事務局の職員を除く）に対し、「重点戦略」の目が向けられていないのはなぜか。</p> <p>予算・決算に含まれている範囲（部署）は、補助金、出資金の対象団体も含め例外なくすべて基本構想・基本計画の対象にしなければならない。</p>	<p>行政委員会は、地方自治法上、長の補助機関に当たらず、政治的中立性などを必要とする行政を推進するため、一般の行政機関からある程度独立して設置され、一部の行政権を行使するものと理解しております。</p> <p>なお、行政委員会のうち、教育委員会の所掌事項については、後期基本計画の施策に盛り込むとともに、「小江戸かわごえ重点戦略」の「未来につなぐひとづくり戦略」に位置付けています。</p>

【2 後期基本計画の名称及び期間】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	<p>後期基本計画の設定期間は必ずしも5年は必要なく、市長の任期にあわせ4年にしてもよいのではないか。</p>	<p>第三次川越市総合計画の基本構想の最終年度は、平成27年度までです。後期基本計画は、平成27年度までの全ての期間を包括するものが望ましいと考えられるため、計画期間を5年間としています。しかし、他の自治体での市長の任期に併せた計画づくりの事例もあることから、今後の課題とさせていただきます。</p>

【4 人口推計】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	<p>市の人口は、調整区域の開発やマンション建設が進んだことで、ほぼ推計通りになったが、今後は急激に少子高齢化が進むものとする。</p> <p>生産人口の減少による税収の落ち込みと高齢者人口の増加による社会保障増大を見据えた計画にしてもらいたい。</p> <p>また、市の借金を子孫に背負わさない政策をお願いしたい。</p>	<p>御指摘のとおり本市においても、急激な少子高齢化による今後の生産年齢人口の減少による影響があるものと認識しているところです。後期基本計画では、新たに「財政収支見通し」の項目を設け、財政状況の現状と計画期間内の財政収支の試算を掲載するなど、今後の厳しい財政状況を見越した計画としています。</p>

【7 小江戸かわごえ重点戦略】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
8	<p>市長の施政方針において、平成21年度の目標は、第一「改革の姿勢」、第二「公正の姿勢」、第三「公開の姿勢」、第四「徹底した行財政運営・事業の見直し」、第五「創意と工夫の財源の確保」、平成22年度の目標は、第1「安全で安心して暮らせるまちづくり」第2「子育て支援」、第3「行財政改革」と掲げているが、なぜ、「小江戸かわごえ重点戦略」にこれらの枠組みを基本に置かなかったのか。</p> <p>以上の項目をあらためて「小江戸かわごえの重点」に掲げて、「完全追求をする姿勢」示して欲しい。</p>	<p>後期基本計画における「小江戸かわごえ重点戦略」は、第三次川越市総合計画の将来都市像である「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」を意識するとともに、集中的・重点的に取り組む施策として「ひとづくり」「まちづくり」「くらしづくり」の3つの戦略として体系化しています。</p> <p>平成21年度の施政方針において、市長が掲げた「3つの姿勢」については、市政運営での「基本姿勢」であり、重点戦略には入っていませんが、各分野別施策中で取り込んでいます。</p> <p>また、平成22年度施政方針における「安全で安心して暮らせるまちづくりの必要性」及び「子育て支援の必要性」については、「小江戸かわごえ重点戦略」に反映されていると考えております。</p> <p>「財源の確保」や「行財政改革」については、後期基本計画では新たに「財政収支見通し」を掲載し、今後の行財政改革の必要性を認識しつつ、分野別計画の施策で位置付けています。</p>

【8 分野別計画 共通施策 1-1 市民参加と協働の推進】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	<p>行財政改革で縦割り行政をゼロベースから見直し、地域単位（学校区）の自主行政（地域委員会等）による地域密着の行政サービスをその地域住民、企業、学校と行政が協働で行うネットワーク組織をベースとする行政の構造改革をお願いしたい。</p> <p>行政の業務を原点から見直し仕分けして、行政が行うべきことを除いて、地域に任せる政策をお願いしたい。</p>	<p>頂いた御意見や総合計画審議会での御意見を踏まえ、0-1-1の施策の推進4「協働のしくみづくり」及び6-1-1の施策の推進2「コミュニティ活動の推進」において、以下の施策を追加しました。</p> <p>「地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、地域内分権も視野に入れた新たなしくみづくりを検討します。」</p>
10	<p>川越市には「住民参加条例」も「まちづくり条例」もいまだに制定されていないが、後期基本計画の「市民参加と協働の推進」に、いきなり「自治基本条例」「住民投票条例」の制定を目指す、と出てきたことには驚いた。今まで条例の基に市民が行政に参加したことがあるだろうか。</p> <p>その経験もなく、自治基本条例を今回と同様に、行政側が制定したからそれに対して「意見を言え」とか「住民の責務を定めたから、その責務を守れ」と命令されるのは許されないことだと思う。</p>	<p>「自治基本条例制定」の検討については、前期基本計画の0-1-1「市民参加と協働の推進」の施策の推進において、既に記述してきたところです。後期基本計画では、市民参加の一つの手段として「住民投票条例の制定を目指す」としています。</p> <p>また、「自治基本条例」については、制定の過程も重要だと考えておりますので、制定の検討にあたっては、市を構成する市民、市議会、行政からの意見を集約できるような検討のあり方について、検討しています。</p>

【8 分野別計画 共通施策 2-1 新たな行財政運営システムの構築】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
11	<p>行政のIT化にあたっては、縦割り行政を外し、市政全体を包括的に考えた合理的、効率的なソフトの開発を行い、それに合わせた行政組織（システム）をお願いしたい。</p>	<p>情報システムを導入する際には、開発の段階で、関連する部署だけではなく、他の部署を交えた検討を行い、情報セキュリティにも留意しながら、効率的なシステムの構築に努めており、今後も費用対効果を十分に考慮しながら、電子化を進めていきます。</p>

【8 分野別計画 第1章 1-3 障害者福祉の推進】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
12	<p>残念ながらとても住みやすい街とは言えない、住みにくい街になっている。広報も充実していない。以前から「障害者マーク」について広報へのせるよう要望していたが、なぜ啓発を行っていなかったのか。また、障害者に関する計画があるのに、この10年間、広報での周知が行われていないのではないかと、市の障害者福祉推進に疑問を感じている。</p>	<p>障害のある人への施策については、1-1-3「障害者福祉の推進」に位置付けています。</p> <p>また、市では、障害者に関する計画として、川越市障害者計画（第二次）を策定しています。この計画の基本目標の一つである「相互の理解と交流」の中で、「市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知った上で、理解や行動することが重要であるため、広報・啓発活動を進め、市民が相互に理解し、交流し、支えあう社会をめざします。」としています。</p> <p>市では、この「川越市障害者計画（第二次）」に基づき、肢体不自由の方が運転する自動車であることを表わす標識や障害者のための国際シンボルマークについての特集記事を広報に載せるなど、周知を図ってまいりました。今後も、障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実に努めていきます。</p>
13	<p>障害者福祉施策について、現状と課題の分析記事が古い。障害者自立支援法は、誤った法律であったと国も認めているところなので、障害者自立支援法に対する、市の総括が出されるべきであると思う。</p>	<p>平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされたことについては、市としての見解を示す立場にはないと考えています。</p> <p>市としては、国の制度改革の議論を注視し、新たな制度が始まった際には、利用者や事業者が新制度にスムーズに移行できるように努めていきたいと考えています。</p>
14	<p>医療・保健サービスについて、利用者負担の軽減もさることながら、「障害」を専門的にみられる医療を川越市内で確保できるようにしてほしい。</p> <p>一番移動で困っている人が、近くで診てもらえないという矛盾を解消してほしい。</p>	<p>市民の方への医療・保健サービスについては、1-2-2の施策の推進3「地域医療体制の整備・充実」に位置付けています。</p> <p>なお、個別計画である「川越市障害者計画（第二次）」においては、計画の基本目標として、「保健・医療サービスの充実」を掲げ、主要課題の「医療サービスの充実」の中で、具体的に位置付けています。</p>
15	<p>各障害者施設や、在宅の障害者が利用できるように、訪問サービスとしての理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保に力を入れてほしい。</p>	<p>障害のある方を支援する施設整備の促進については、1-1-3の施策の推進5「福祉サービスの充実」に位置付けています。</p> <p>なお、個別計画である「川越市障害者計画（第二次）」においては、計画の基本目標として、「福祉サービスの充実」を掲げ、主要課題の「在宅福祉サービスの充実」の中で、具体的に位置付けています。</p>
16	<p>障害者の学習の機会について、指定管理になってから、オアシスの青年学級の内容が改悪されているように感じる。オアシスに対しての市の運営方針も入れてほしい。</p>	<p>障害のある方の学習の機会については、1-1-3の施策の推進2「生涯にわたる学習機会の充実」に位置付けています。</p> <p>なお、個別計画である「川越市障害者計画（第二次）」においては、計画の基本目標として、「生涯にわたる学習の機会の充実」を掲げ、主要課題の「社会教育の充実」の中で、具体的に位置付けています。</p>

【8 分野別計画 第3章 1-1 計画的なまちづくり】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
17	<p>無駄な公共事業を行わないためにも、下記を一例にグランドデザインを明確に描いて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三駅関係で西武鉄道の川越駅への直接乗り入れ ・川越市駅周辺の武州ガス、日清紡、東武操車場のまちづくり ・JR西川越付近の東上線に新駅と新庁舎移転の検討 <p>自動車運転者減による自動車交通減少を見据えた交通計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の都市計画道路の整備をゼロベースで見直した上での旧市街地内交通緩和の総合的交通政策（一番街通りの狭い地域を前提にした検討では良い案でない） 	<p>御意見を踏まえ、3-2-3の施策の推進2「バス輸送の充実」において、「自動車からの乗り換えの促進」に関する記述を追加しました。</p> <p>また、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）関係では、3-1-2の施策の推進2「三駅連携強化の推進」において「②本川越駅周辺地区は、本川越駅の西口開設を含む駅前広場の整備により、にぎわいを創出するとともに、川越市駅との乗換所要時間の短縮を図ります。」及び、「③川越市駅周辺地区は、都市計画道路整備と併せた駅前広場整備や、橋上駅舎化による西口開設を推進し、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るとともに、周辺地域と連続性のあるまちづくりを進めます。」として位置付けています。</p>

【その他】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
18	<p>策定スケジュールの半分にも至っていない時期の意見公募に意味があるのか。また、5月連休を挟んでの1ヶ月という期間内に、200頁の分厚い計画書を読むのは困難である。</p>	<p>原案の策定後、速やかに市民の方に御覧いただき、御意見をいただきたいと考えたこと、頂いた意見を審議会に提示し委員の方に御覧いただくことにより、より深い審議が頂けるのではないかと考えたこと、などの点からこのような時期と期間により実施したものです。</p>
19	<p>総合計画事務費用として、平成22年度の委託料は、800万円に報酬が200万円、平成21年度は、委託料が350万円に報酬が41万円であった。併せて1,391万円だが、計画(案)の策定に、なぜ高額な委託費を支出しなければならないのか。他人につくってもらった「小江戸かわごえの重点戦略」を、本気で信じられるのか。</p> <p>また200頁もある計画書は必要なく、広報の頁半分ぐらいに、各重点項目、計画内容等をコンパクトにまとめて、各戸配布にすべきと考える。</p>	<p>後期基本計画の策定過程において、人口推計等の基礎調査や総合計画審議会運営における支援業務、また、策定全般にわたっての作業などの支援業務を委託し、より効率的・効果的な策定作業が進められるように努めました。</p> <p>なお、計画内容については、市広報で概要をお知らせします。また、計画書全文については、全戸配布の予定はございませんが、市役所政策企画課窓口、各出張所・連絡所・公民館・図書館等の市内の公共施設において、計画書の備え付けを行うほか、市ホームページで公表いたします。</p>
20	<p>計画策定に、前期は100人の市民が参加したが、後期はその必要はないと言われたのはなぜか。「協働の指針」は何のためにつくったのか。</p> <p>市民公募で4名を委員に採用されているが、「総合計画審議会条例」に、市民公募枠はないため、「学識経験者」にされてしまった。なぜ市民は「市民」ではないのか。条例を改正すれば済んだことではないのか。</p>	<p>第三次川越市総合計画の策定に当たり、平成16年4月に「川越市民会議」を設置し、各テーマごとに検討いただき提言をいただきました。今回の後期基本計画は、提言をいただき策定を進めました10年間の基本構想に基づく後期の計画です。前期基本計画をベースに見直しを行っており、概ね市民の方の御意見が反映されているものと考え、今回はこのような策定過程となりました。</p> <p>また、今回の総合計画審議会の公募委員の応募にあたっては、「将来の川越市のまちづくりについて」をテーマに作文を提出いただき、まちづくりに対する知識・考え方を伺い判断させていただきました。</p>